

令和6年度
業務計画書
収支計画書

北海道立北見病院

日本赤十字社

目 次

1 基本事項

- (1) 運営（基本）方針
- (2) 組織体制
- (3) 人員配置計画
- (4) 研修計画
- (5) 事業の実施項目
 - ア医療提供業務
 - イ政策的医療機能
 - ウ安全で安心な医療の提供
 - エ利用料金等収受業務
 - オ事故処理等
 - カ災害時対応
 - キ各種報告等
 - ク指定管理者の名称の表示
- (6) 管理の目標達成計画
- (7) 患者ニーズ把握
- (8) 苦情・意見等への対応方針

2 入院・外来患者数見込

3 実施計画

- (1) 利用提供
- (2) 利用促進
- (3) 維持管理・保守点検
- (4) 清掃等
- (5) 警備等
- (6) 除雪
- (7) 芝・草刈り
- (8) 防災訓練の実施

4 収支計画書

1 基本事項

(1) 運営（基本）方針

- ア 地域住民から信頼される、良質で、より安全な専門医療を提供します。
- イ 地域の医療機関と協力して、オホーツク第三次医療圏における循環器・呼吸器疾患の高度・専門医療を担います。
- ウ 北見赤十字病院を含め多職種間で連携し、高度なチーム医療を目指します。
- エ すべての職員が成長でき、働きやすく、やりがいのある病院を目指します。
- オ 患者様との対話を重視し、患者様の権利と価値観を尊重した医療を提供します。
- カ 地域で必要とされる医療機能を安定的に提供するため、効率的な経営を行います。

(2) 組織体制

別紙1「組織機構図」のとおり。

(3) 人員配置計画

別紙2「人員配置計画書」のとおり

(4) 研修計画

別紙3「研修計画書」のとおり

(5) 事業の実施項目

ア 医療提供業務

- ①入院診療、外来診療、透析、リハビリテーション等の医療及び医療関連行為並びに関係業務（診察、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、霊安、受付、会計等全ての業務）
- ②診療科
内科、循環器内科、呼吸器内科、心臓血管外科、呼吸器外科、麻酔科の6科
- ③病床数
70床
- ④外来診療業務
処置室、診察室、救急処置室により外来診療業務を実施します。
- ⑤入院診療業務
看護配置基準は7対1以上とし、病棟では安全衛生、感染防止に配慮します。

イ 政策的医療機能

【循環器医療】

- ①虚血性心疾患(心筋梗塞、狭心症)、心臓弁膜症、大動脈瘤、閉塞性動脈硬化症など広く心臓、大血管や末梢血管の手術に対応します。
- ②虚血性心疾患、心不全、不整脈等に対する薬物治療や狭心症、心筋梗塞等に対するカテーテル治療、徐脈性不整脈に対するペースメーカー治療等を行います

③慢性腎不全の管理、治療、血液透析・腹膜透析、心疾患その他を合併した外来維持透析患者の管理、治療等を行います。

【呼吸器医療】

①呼吸器専門医による、気管支喘息・軽症COPD（慢性閉塞性肺疾患）の外来管理、重症COPDや肺結核後遺症による高度慢性呼吸不全の在宅酸素療法、在宅人工呼吸管理療法、特発性間質性肺炎やサルコイドーシス、過敏性肺炎（農夫肺）、慢性好酸球性肺炎などのびまん性肺疾患の管理・治療、肺がんにおける精密検査等を行います。

【リハビリテーション】

心大血管疾患・呼吸器リハビリテーションを実施します。

【医療従事者の教育】

医療従事者に対する講習・研修会等を実施します。

ウ 安全で安心な医療の提供

①医療における安全管理

- ・「医療安全委員会」を設置し、医療事項防止対策や、職員研修、その他医療安全に関する検討を行います。
- ・医療事故等が発生した場合、患者等の救済を第一とし、指定管理者が責任をもって対応します。
- ・「感染対策委員会」を設置し、院内感染の予防対策を検討するとともに、感染発生時には適切に対応します。

②医療倫理に基づく医療の提供

医療倫理に基づき適切な医療を提供します。

③医療情報の管理

患者の個人情報の保護のため、医療情報の管理を適切に実施します。

④インフォームドコンセントの徹底

患者等に対し、インフォームドコンセントを徹底します。

⑤災害時の医療提供体制確保

災害時においても適切に医療を提供します。

⑥医療事故の報告

医療事故の発生状況については、毎年5～9月の実績は10月5日まで、10月～3月の実績は4月5日までに道に報告するとともに、死亡事故など重大な事案は、発生後ただちに道に報告します。

エ 利用料金等収受業務

医療を受ける患者に対し、正確な診療報酬請求及び請求業務の適正化のため、保険・DPC適正化委員会により、常に適正に診療報酬を徴収します。

①利用料金の収受

道立北見病院を受診する患者から、適切に診療報酬を収受します。

②利用料金の減免

道の基準に基づき、必要な減免を行います。

③窓口未収金回収業務

一部負担金等の支払いが停滞している患者に対し、督促状での催促、法律事務所への委託を検討し、回収に努めます。

オ 事故処理等

①事故処理

- ・敷地内での事故発生（事故、盗難等）時には、直ちに被災者へ必要な措置を施すとともに管轄の警察署等関係機関へ連絡・通報するなどの適正な事故処理を行うとともに速やかに道に報告します。
- ・医療事故が発生した場合、患者等の救済を第一に行うとともに、事故等に対する対応を行います。
- ・安全対策
事故後の安全対策を適切に行い、被害の拡大及び再発を防止します。
- ・連絡体制
関係者緊急時連絡体制を確立します。（別紙4「緊急連絡系統図」参照）
- ・保険加入
指定管理協定書に定める損害賠償責任保険等に加入します。

カ 災害時対応

①施設利用禁止等

- ・災害、荒天、事故等により道立北見病院の利用が不可能と認められる場合、又は施設の管理上やむを得ない場合で緊急を要する場合において、あらかじめ道の了解を得ることが困難である場合は、診療時間の変更、施設の利用禁止、立入禁止区域の設定、その他必要な措置を行います。

②利用者の安全確保

- ・災害時には、消防計画を道立北見病院に適用し、応急救護班による患者の確認、避難誘導班による患者の避難誘導に全力を注ぐなど、患者の安全を確保します。

キ 各種報告等

事業報告等

- ・業務実施状況等について毎年度終了後30日以内に道に報告します。
- ・四半期収支報告書を各四半期の翌月末日までに道へ報告します。

ク 指定管理者の名称の表示

施設が日本赤十字社により管理運営されていることを示すため、日本赤十字社（北見赤十字病院）と道（道立病院局）の連絡先を院内に表示します

(6) 管理の目標達成計画

病床利用率 64.2%、入院患者数 45.0 人/日、外来患者数 69.1 人、手術件数 200 件、患者満足度 84.0%以上

(7) 患者ニーズの把握

患者満足度調査を実施し、患者ニーズの把握に努めます。

【実施時期】

入院：退院時随時

外来：7月

透析：5月

(8) 苦情・意見等への対応方針

患者サービス委員会にて内容を検討し、院内会議にて対応を協議した後、院内に周知する。

2 入院・外来患者数目標

入院：45.0人/日

外来：69.1人/日

3 実施計画

(1) 利用提供

- ・診療日：入院は全日、外来は次の休診日以外
- ・外来休診日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日～1月3日)、日本赤十字社創立記念日(5月1日)
- ・診療時間：8時45分から11時30分、13時00分から15時00分

(2) 利用促進

- ・ホームページによる周知
- ・地域タウン誌に病院機能等について掲載

(3) 維持管理・保守点検

- ①法定を含む施設・設備の点検を次のとおり実施するとともに、点検結果を記録し保管します。

区 分	メーカー	設備名称 (仕様)	数量	回数	点検根拠等
建物	北成 建設 JV	3階建て	—	1回 /3年	(法律) 建築基準法施行規則
建物 放射線管理区域	北成 建設 JV	CT室・一般室・TV室 ・HV室	—	2回/ 年	(法律) 医療法施行規則第30条の 22
暖房給湯設備等	平間 機械	地下重油タンク(5000L)	1台	1回 /3年	(法律) 消防法第14条の3の 2
医療ガス設備	エアワーク ー	液化酸素タンク(高压ガ ス製造設備 2900 m ³)	1基	1回/ 年	(法律) 高压ガス保安法第35条第1項
	エアワーク ー	吸引ポンプ (1.5kw)	2台	4回/ 年	(通達) 診療の用に供する医療ガス設 備の保安管理について
	エアワーク ー	アウトレットバルブ	251台	4回/ 年	(通達) 診療の用に供する医療ガス設 備の保安管理について
消毒・滅菌設備	ウドノ 医機	オートクレーブ(第一種 圧力容器 0.25Mpa)	1台	1回/ 年	(法律) 労働安全衛生法第41条第2項
	(株) イキ	エチレンオキシドガス 滅菌器 (滅菌温度 55度 ・50分)	1台	2回/ 年	(法律) 労働安全衛生法施行 令第21条の7
空調設備	ダイキン 三菱電 機	空冷パッケージエアコ ン PAC-1~PAC4、OACP-1 ~OACP-3 (手術室系統 用)	4台 3台	4回/ 年 ※業 者1回 /年	(法律) フロン類の使用の合理化及び 管理の適正化に関する法律
	ダイキン	空冷マルチエアコン ACP-1~ACP-19 (室内機 138台)	19台	4回/ 年 ※	(法律) フロン類の使用の合理化及び 管理の適正化に関する法律
空調設備	ヤンマ ー	エアコン GHP-1 (ガスヒ ートポンプ)室内機4台	1台	4回/ 年 ※	(法律) フロン類の使用の合理化及び 管理の適正化に関する法律
給水設備 (簡易水道)	三菱樹 脂	受水槽 2槽式 (有効 28m ³)	1基	1回/ 年	(法律) 水道法

受変電設備	三菱電機	ディーゼル発電機(出力250KVA・燃料消費量43L/h)	1基	1回/年	(法律) 建築基準法、消防法、電気事業法
昇降機	東芝エレベータ	乗用エレベーター・乗用積載量(定員15人)	1基	1回/年	(法律) 建築基準法施行規則
	東芝エレベータ	業務用エレベーター・業務積載量(定員26人)	1基	1回/年	(法律) 建築基準法施行規則
	クマフト	ダムウェーター(医薬品等用)100kg	2基	1回/年	(法律) 建築基準法施行規則
	クマフト	ダムウェーター(廃棄物用)200kg	1基	1回/年	(法律) 建築基準法施行規則
防火設備	ニッケン	火災通報装置R型受信機(感知器(289個))	1基	2回/年	(法律) 消防法第17条の3の3
	パナソニック	非常放送設備・スピーカー(185カ所)	1基	2回/年	(法律) 消防法第17条の3の3
	齋田産業	避難設備(2階救助袋)	1基	2回/年	(法律) 消防法第17条の3の3

②施設・物品等の管理

施設及び供与物品の管理を適切に行い、廃棄等の異動が生じる場合は、道へ報告します。

③修繕

各部材の劣化、破損、変形等について日常的に点検し、迅速に修理・修繕等を行い、機能上、安全上、美観上良好な状態に保ちます。

④施設管理の記録・保存

施設の管理状況を正確かつ効率的に記録し、保管します。

(4) 清掃等

①日常清掃 ②特別清掃

- ・院内の清掃については外部委託することとしており、患者が安全かつ快適に利用できるようにします。
- ・清掃は日常清掃・特別清掃を適宜に組み合わせた、別紙「清掃業務作業計画」(予定)により、施設内の美観と衛生を保つこととします。

(5) 警備等

①警備業務

- ・施設の火災、事故・災害・犯罪等を未然に防止し、患者の安全を守ります。
- ・緊急事態に際しては、直ちに以上の内容を把握し、関係機関へ通報し、直ちに現

場へ急行し、適切な応急措置を行います。（別添「消防計画」参照）

・通報後は道担当者への連絡を行います。

②記録管理

・警備の実施状況を文書又は電子データで保管管理します。

(6) 除雪

冬期間は常に降雪状況に注意し、利用者の通行に支障のないよう、通路及び駐車場の除雪を行います。

(7) 芝、草刈

道立北見病院の患者等が快適に利用できるよう、芝・草刈を実施します。

(8) 防災訓練の実施

消防計画に基づき次のとおり実施します。

自衛消防訓練は、年2回（6月・11月）

自衛防災訓練は、年1回（9月）

4 収支計画書

組 織 機 構 図

人 員 配 置 計 画 書

人員配置

部署	職種	人数
医局	院長	1
	呼吸器内科部長	1
	循環器内科部長	1
	心臓血管外科部長	1
	麻酔科副部長	1
	医師(呼吸器内科)	1
	医師(循環器内科)	1
	医師(心臓血管外科)	2
事務部(総務課)	事務長	1
	総務課長兼総務係長	1
	総務課主事	2
	パート事務職員	1
事務部(医事係)	医事係長	1
	医事課主事	1
	嘱託事務職員	2
	MC(医師事務作業補助者)	3
物流情報管理室	物流情報管理係長	1
	嘱託事務職員	1
滅菌係	手術室技術員	2
患者支援室	看護師	2
薬剤部	薬剤副部長	1
	薬剤係長	1
	薬剤師	1
栄養課	管理栄養士	1
放射線課	放射線課長	1
	係長	1
	診療放射線技師	2
検査課	臨床検査課長	1
	係長	2
	臨床検査技師	1
リハビリテーション課	係長	1
	理学療法士	2
臨床工学課	臨床工学課長	1
	臨床工学技士	5

48

部署	職種	人数
看護部	総看護師長兼産業保健管理室副室長	1
	2階病棟看護師長兼総看護師長補佐	1
医療安全推進室	副室長	1
透析室	看護師長	1
	看護師	3
手術室	看護師長	1
	看護係長	2
	看護師	7
	パート看護師	1
外来	嘱託看護助手	1
	看護師長兼感染管理室副室長	1
	看護師	3
2階病棟	パート看護師	3
	パート看護助手	1
	看護係長	1
	看護師	16
	准看護師	1
3階病棟	看護助手	1
	病棟クラーク	1
	看護師長	1
	看護係長	2
	看護師	29
	看護助手	1
一体運営推進室	嘱託看護助手	1
	嘱託病棟クラーク	1
室長補佐	1	

83

131名

研 修 計 画 書

2024年度 北海道立北見病院看護部 院内教育計画

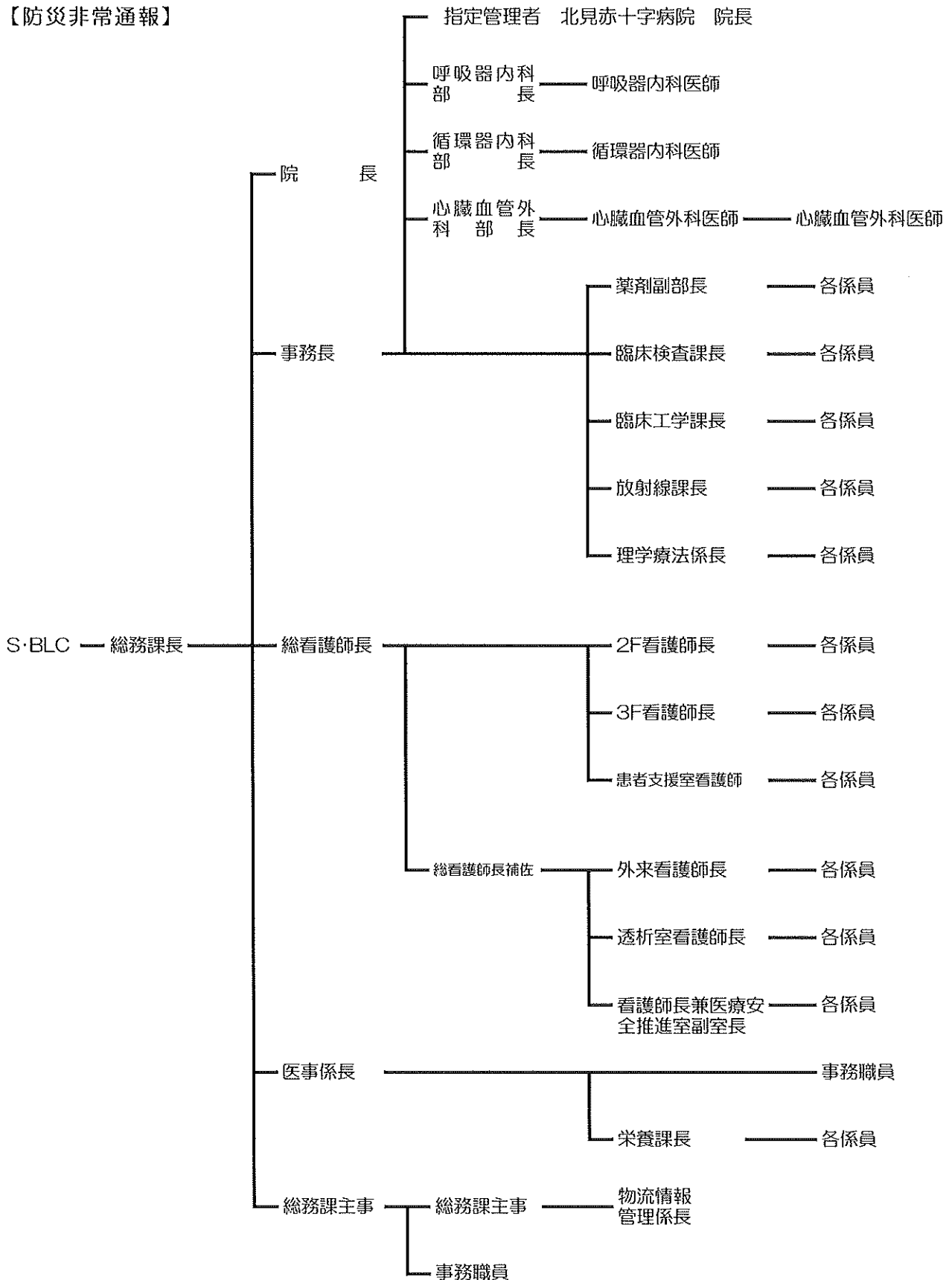
研修名	日時	時間	講師	対象	研修目標
採用時研修	4月	4日間	総看護師長 総看護師長補佐 総看護師長	新採用者	1. 病院の理念と方針がわかる 2. 看護部門の組織・理念・方針がわかる 3. 感染・安全管理について理解する 4. 電子カルテ、記録システムについて理解する 5. 看護技術を支える要素（安全管理、適切なアセスメントと技術の提供）と看護技術・手順活用の必要性がわかる 6. 診療情報管理と看護記録の目的が理解できる
新任看護師研修	5月	1日間	東谷橋床工学課長 古川成樹総課長 看護師	新採用者	1. 基礎看護技術のスキルを習得する 2. 専門病院としての検査や医療機器の安全な取り扱いを学ぶ
新任看護師長研修	4月	12時間	総看護師長	新任看護師長	医療福祉に関わる社会の動向を知り、当院の役割と看護師長の役割・求められる能力について理解する
新任係長研修	4月	1時間	総看護師長補佐	新任看護係長	看護管理の定義・概念・看護管理プロセスを理解する
看護師長研修	通年		総看護師長	看護師長	看護管理能力の向上を図る
係長研修	通年		総看護師長補佐	看護係長	看護管理能力の向上を図る
看護理論	6月	1時間	総看護師長	全看護職員	あるべき姿とケアの方向性を導くことができる
CP研修	7月	12時間		全看護職員	看護実践力の到達目標における自己の課題を可視化
看護補助者 関連研修	8月	1時間		全看護職員	看護職が看護補助者との協働を図るための知識を修得する
看護倫理	9月	1時間		全看護職員	1. 「看護職の倫理綱領」から、基礎知識を学ぶ 2. 倫理的問題に気づく力、向が問題が説明する力を養う
看護研究・ 事例研究発表	11月	60分	研究発表者	全看護職員	1. 根拠のある看護実践につなげるため、研究成果を共有する
看護体験研修	12月		各看護師長・係長 副総研修担当	新採用者	他部署の特性と看護の実態を知り、自部署との看護連携を理解することができる
部署研修	適宜	各30分～ 1時間		全看護	専門性を高めるため、各部署の教育課題に即した知識・技術を学ぶ
伝達研修	院外研修受講 後週直	各30分～ 1時間	院外研修受講者	全看護職員	1. 講師は講義資料の作成、講義を通して学びを深める 2. 受講者は、院外研修の学びを共有し、看護実践に役立つ知識・技術を学ぶ
事例研究研修	3月	45分	金津看護係長	卒後2年目	1. 自己の看護実践を論理的に分析する 2. 研究論文形式に発表する
サポーター研修	3月～ R6年3月	適宜 1時間	看護配置・ ロールプレイ	新卒を除く 全看護職員	1. サポーターの目的・役割を管理理解する 2. 当院の新入職員における教育体制を学ぶ
プリセプター研修	4月	1時間	大藤係長	プリセプター対象	1. プリセプターの目的と役割を理解する 2. プリセプターの役割と活動について理解する

緊急連絡系統図

道立北見病院 夜間・休日等防災通報、非常召集系統図

令和6年 4月 1日 現在

【防災非常通報】



【注意】1 連絡先が不在の場合は、その先の人に連絡してください。
2 各科・係員にも連絡してください。

北見消防署 24-3311 北見警察署 24-0110
災害時優先電話 24-6263

消 防 計 画

北海道立北見病院

目 次

I. 消防計画

第1章 総 則

第1節 目的及びその適用範囲

- 第1条 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
- 第2条 適用範囲

第2節 管理権限者及び防火管理者の業務と権限

- 第3条 管理権限者の責任
- 第4条 防火管理者及び業務
- 第5条 防火管理者の権限及び業務
- 第6条 消防機関との連絡

第3節 防火管理委員会

- 第7条 防火管理委員会（別表1 ※10頁）
- 第8条 委員会の審議事項・・・・・・・・ P.2

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理対策

- 第9条 火災予防のための組織（別表2 ※11頁）
- 第10条 自主点検・検査を実施するための組織（別表3 ※12頁）
(別表6-1・6-2 ※16～17頁)
- 第11条 防火担当責任者の業務
- 第12条 火元取締責任者の業務
- 第13条 防火管理業務の一部委託（別記様式1 ※9頁）

第2節 火災予防措置等

- 第14条 火気等の使用制限等
- 第15条 火気等使用時の遵守事項・・・・・・・・ P.3
- 第16条 工事人等の遵守事項
- 第17条 建物等の自主検査
- 第18条 消防用設備等の点検
- 第19条 点検、検査結果の記録及び報告

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防組織

- 第20条 自衛消防隊の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.4
- 第21条 隊長、副隊長、本部隊長、部隊長の権限と任務

第2節 自衛消防活動等

- 第22条 自衛消防本部の設置（別表4 ※19～20頁）
- 第23条 部隊
- 第24条 通報連絡（別表5 ※15頁）
- 第25条 消火活動
- 第26条 避難誘導活動（別図1 ※18～20頁）
- 第27条 安全防護措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5

第3節 入院患者等の応急救急・救護対策

- 第28条 応急救護所の設置
- 第29条 救護区分
- 第30条 救出・救護の応急措置
- 第31条 装備及び管理

第4節 休日・夜間における自衛消防活動

- 第32条 休日・夜間における自衛消防活動

第4章 震災対策

第1節 地震予防措置

- 第33条 地震予防措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.6
- 第34条 備蓄品
- 第35条 地震時の活動
- 第36条 避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.7
- 第37条 防災教育の実施
- 第38条 防災教育の内容

第2節 訓練

- 第39条 訓練の実施
- 第40条 訓練の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.8

《別表資料》

1. 別記様式1（第13条関係）防火管理業務の委託状況・・・P.9
2. 別表1（第7条関係）道立北見病院 防火管理委員会・・・P.10
3. 別表2（第9条関係）火災防止のための組織編成表・・・P.11
4. 別表3（第10条関係）自主点検・検査実施組織編成・・・P.12
5. 別表4（第23条関係）自衛消防隊組織図・・・P.13～14
6. 別表5（第24条関係）道立北見病院 夜間・休日等防災通報、非常召集系統図・・・P.15
7. 別表6-1（第10条関係）消防用設備等自主チェック表・・・P.16
8. 別表6-2（第10条関係）自主検査チェック表・・・P.17
9. 別図1（第26条関係）避難経路図・・・P.18～20

北海道立北見病院 消防計画

第1章 総 則

第1節 目的及びその適用範囲

(目的)

第1条 この消防計画は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定に基づき、北海道立北見病院（以下「病院」という。）における防火管理について必要な事項を定め、火災・震災又はその他の災害を未然に防止し、人命の安全を確保するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この消防計画は、病院に勤務し、入院し、又は出入りする全ての者に適用するものとする。

第2節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

(管理権原者の責任)

第3条 管理権原者は、当院の防火管理業務について、全ての責任をもつものとする。

(防火管理者及び事務局)

第4条 防火管理者は総務課長とし、事務局を総務課に置き、この計画実施にあたる全ての事務を行う。

(防火管理者の権限及び業務)

第5条 防火管理者は、この計画の作成及び実行についての全ての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。
- (3) 建物、危険物施設、ガス設備、電気設備及び火気使用設備器具の自主点検項目検査の実施並びに監督に関すること。
- (4) 改築工事など工事中の立会及び安全対策の樹立
- (5) 担送患者、乳幼児等自力避難困難者の入院状況の把握及び避難対策の確立
- (6) 職員等に対する防災教育の実施
- (7) 病院のマスターキーの管理
- (8) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督に関すること。
- (9) 火気の使用又は、取扱いに関する指導監督に関すること。
- (10) 消防機関への連絡事項に関すること。
- (11) 庁舎管理者に対する助言及び報告その他、防火管理上必要な業務に関すること。

(消防機関との連絡)

第6条 防火管理者は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
- (2) 消防計画作成（変更）届出
- (3) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (4) 消防用設備等の点検結果の報告
- (5) 自衛消防訓練の実施報告及び教育訓練指導の要請
- (6) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

第3節 防火管理委員会

(防火管理委員会)

第7条 防火管理業務の適正な運営を図るため、別表1のとおり防火管理委員会を置く。

- 2 防火管理委員会の事務局は、総務課に置く。

3 防火管理委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の審議事項)

第8条 委員会は、次の防火管理上の基本的な事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び変更に関する事。
- (2) 自衛消防隊の編成及び運営に関する事。
- (3) 消防設備等の維持管理及び改善に関する事。
- (4) 火災予防及び入院患者の人命安全対策に関する事。
- (5) 放射性物質及び薬品等に対する事故防止対策に関する事。
- (6) 地震対策に関する事。
- (7) 隣接建物との応援協力に関する事。
- (8) 工事等をする際の火災予防対策に関する事。
- (9) 災害予防上必要な教育に関する事。
- (10) その他防火管理上必要な事項に関する事。

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理対策

(火災予防のための組織)

第9条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震等による出火防止を図るため、防火管理者のもとに、別表2のとおり各階ごとに防火担当責任者を、各部屋又は一定の区域ごとに火気取締責任者を置くものとする。

(自主点検・検査を実施するための組織)

第10条 建物、火気設備器具、電気設備、危険物設備及び消防設備等の適切な機能を維持するための自主点検・検査を実施するための組織を別表3のとおり定める。

- 2 自主点検・検査を実施する各点検検査員は、別表6-1・6-2に定める検査表に基づき実施するものとする。
- 3 自主点検・検査時期は、毎月1回行なうものとし平素においては火気取締責任者が随時行うものとする。これにより不備欠陥事項が発見された場合は、防火管理者に報告し速やかに改善するものとする。

(防火担当責任者の業務)

第11条 防火担当責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火気取締責任者に対する業務の指導及び監督
- (2) 防火管理者の補佐

(火気取締責任者の業務)

第12条 火気取締責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の建物、火気設備器具、電気設備、危険物設備及び消防設備等の維持管理
- (2) 担当区域内の火気管理
- (3) 防火担当責任者の補佐

(防火管理業務の一部委託)

第13条 夜間休日等における防火管理業務の一部を別記様式1のとおり外部委託することとする。

- 2 警備員は、当院との委託業務処理要領に基づき、定時に巡回し、火災予防上の安全を確認するとともにその結果を警備日誌に記録し、防火管理者に報告する。

第2節 火災予防措置等

(火気等の使用制限等)

第 14 条 防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

- (1) 火気設備器具の使用場所の指定
- (2) 危険物類（医薬用、業務用危険物を含む）の貯蔵、取扱場所の指定
- (3) 工事等の火気使用の禁止又は制限
- (4) 火災警報発令時における火気使用禁止又は制限
- (5) その他火災予防上必要と認められる事項

（火気等使用時の遵守事項）

第 15 条 当院内で火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 電磁調理器等の火気設備器具は指定された場所以外では使用しない。
- (2) 指定場所以外で臨時に火気を使用する場合は、事前に防火管理者の承認を得るとともに器具を点検し、可燃物の周囲では使用しない。
- (3) 危険物類を指定場所以外で使用する場合は、使用危険物の品名、数量等を防火管理者へ事前に連絡し承認を得るとともに使用残量及び容器は必ず返納すること。
- (4) 敷地内は全面禁煙とする。

（工事人等の遵守事項）

第 16 条 当院内で工事等を行う者は、事前に工事計画を防火管理者へ提出し、火災予防上必要な指導を受けるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 溶接等の火気を使用する工事を行う場合は、消火器等を配置すること。
- (2) 危険物類の持ち込み使用については、その都度防火管理者の承認を得ること。
- (3) 火気の管理は、作業所ごとに責任者を指定して行うこと。
- (4) その他火災予防上必要な事項を遵守すること。

（建物等の自主検査）

第 17 条 建物、火気設備器具、電気設備、危険物設備等の検査を実施する各検査員等は、別表 3 のとおり定める。検査員は、別に定める自主チェック表に基づき検査を実施するほか、日常における維持管理は各防火担当責任者及び各火気取締責任者が行う。

（消防用設備等の点検）

第 18 条 消防用設備等は、消防用設備等の機能を維持するために法定点検を点検資格者に委託して行うとともに、別に定める自主チェック表に基づき点検を実施するほか日常における維持管理は各防火担当責任者及び各火気取締責任者が行う。

- 2 各法定点検業務の委託業者は、(株)シミズ・ビルライフケアが行う。

<法定点検>

消防用設備等	点 検 時 期	
	機器点検（1回／6ヶ月）	総合点検（1回／年）
消火器	1月・7月	—
誘導灯	1月・7月	—
火災通報装置	1月・7月	—
自動火災報知設備	1月・7月	7月
非常用放送設備	1月・7月	7月
避難器具	1月・7月	7月
屋内消火栓設備	1月・7月	7月
スプリンクラー設備	1月・7月	7月
自家発電設備	1月・7月	7月

（点検、検査結果の記録及び報告）

- 第 19 条 点検、検査を実施した点検・検査員は、その結果を防火管理者に、防火管理者は院長に報告するとともに、「防火管理維持台帳」に記録する。
- 2 院長は、点検結果を 1 年に 1 回（総合点検）、北見地区消防組合消防本部消防長に報告する。

第 3 章 自衛消防活動対策

第 1 節 自衛消防組織

（自衛消防隊の設置）

- 第 20 条 当院の自衛消防組織は、本部隊及び各階部隊からなる自衛消防隊を設置し、院長を自衛消防隊長（以下「隊長」という。）に、防火管理者を同副隊長（以下「副隊長」という。）とする。また、事務長又は総務課長を本部隊長（以下「本部隊長」という。）に、各階ごとの防火担当責任者を各階部長（以下「部隊長」という。）に定め、自衛消防隊員（以下「隊員」という。）の指定、編成及び任務は別表 4 のとおりとする。

（隊長、副隊長、本部隊長、部隊長の権限と任務）

- 第 21 条 隊長は、自衛消防隊が災害活動に従事する場合、その指揮、命令、監督等一切の権限を有するとともに、自衛消防隊の機能を有効に発揮できるよう指揮統率する。
- 2 同副隊長は、隊長を補佐し、隊長不在の場合は、その任務を代行する。
- 3 本部隊長は、本部隊を総括するとともに各部隊が有効的な活動が実施できるよう指示、連絡・調整にあたる。
- 4 部隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに隊長への報告、連絡を密にする。

第 2 節 自衛消防活動等

（自衛消防本部の設置）

- 第 22 条 自衛消防本部（以下「本部」という。）は原則として総務事務室に置き、一切の通報を受理するとともに、消防機関への通報、院内への非常通報等を行い入院患者等の人命安全のための避難誘導を最重点とした体制を整え、別表 4 に定める任務を遂行する。
- 2 本部には、防火対象物維持台帳、入院患者現況台帳、消防計画、各種施設物台帳、緊急連絡先一覧表の関係資料を準備し、災害状況の把握と活動上の指揮命令、報告、連絡体制の確立を図る。

（部隊）

- 第 23 条 部隊は、担当区域内の災害状況を速やかに本部へ通報するとともに、部隊長の指揮のもとに初動体制を整え、別表 4 に定める任務を遂行する。

（通報連絡）

- 第 24 条 火災の発見者は、消防機関「119 番」へ通報及び自火報電話機等により事務室（夜間、休日等は警備員室）へ出火箇所、火災の状況を通報するとともに周囲の者へ連絡すること。
- 2 事務職員（夜間、休日等は警備員）は、消防機関への通報を確認するとともに院内非常放送による入院患者等の避難誘導と別表 5 に定める連絡網発信、火災及び入院患者等の避難状況等について消防機関へ逐次通報する。

（消火活動）

- 第 25 条 本部隊における消火活動は、各階部隊と協力して屋内消火栓、消火器等を活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸等を閉鎖し火災の拡大防止にあたる。
- 2 各階部隊における消火活動は、初期消火に主眼を置き活動する。

（避難誘導活動）

- 第 26 条 避難誘導は、別図 1（別途定める）の避難経路により誘導する。
- 2 避難場所は、病院周囲の駐車場とする。

- 3 エレベーターによる避難は行わないものとし、屋上への避難も原則として行わないものとする。
- 4 避難誘導にあたっては、拡声器、メガホン、懐中電灯等を有効に利用して入院患者等に避難方向及び火災の状況を知らせ混乱の防止に留意し、出火階及び上層階の者を最優先に避難させる。
- 5 各部隊長は、担当階の避難が終了後負傷者及び逃げ遅れ者等の確認を必ず行い、本部へ報告する。
- 6 避難器具の活用は、他に避難手段がない場合とし、地上との連絡を密にして活用する。

(安全防護措置)

第 27 条 火災等の災害時における安全防護措置として、ボイラーの運転停止、エレベーターの停止、火気使用器具の使用停止及び各階防火戸等の閉鎖等の措置を講ずる。

第 3 節 入院患者等の応急救出・救護対策

(応急救護所の設置)

第 28 条 救護所は、原則として自衛消防本部に設置する。

- 2 救護係員は、負傷者等の応急手当を行うとともに、救急隊と密接な連携のもとに負傷者を速やかに指定の病院等に搬送できるよう適切な対応を行う。
- 3 救護係員は、負傷者の住所、氏名、傷病程度、搬送先等の必要事項を記録しておく。

(救護区分)

第 29 条 火災等の災害発生時における患者の救護区分は、「担送」、「護送」、「独歩」としベッドに次の標識を設置しておくこと。

- (1) 担送患者 赤地に「担」の黄文字
- (2) 護送患者 黄地に「護」の赤文字
- (3) 独歩患者 標識なし

2 各病棟の責任者（看護師長等）は、常に救護区分を明確にしておくとともに、救護に必要な担架等をその階の所定の場所に常備し管理を徹底する。

(救出・救護の応急措置)

第 30 条 火災等の災害発生時における自衛消防活動は別表 4 に定める組織・任務分担により活動することを原則とするが、火災等の発生場所、状況等により部隊長の指示に基づき次の行動とする。

- (1) 出火階以下の職員は、出火階及び出火階以上の入院患者の救出・救護、消火作業及び避難誘導の応援にあたる。
- (2) 出火階以下の職員は、上層階からの入院患者の避難に支障とならないよう、当該階の入院患者を誘導する。

(装備及び管理)

第 31 条 自衛消防隊の装備及び管理は、次による。

(1) 装備

隊 用 装 備		個 人 装 備	
装 備 名	数 量	装 備 名	数 量
消火器	34	ライト付きヘルメット	18
懐中電灯	10	軍手	45

(2) 装備の管理

装備の管理は、隊用装備にあつては各病棟に、個人装備は各自装備し、点検整備に心がける。

第 4 節 休日・夜間における自衛消防活動

(休日・夜間における自衛消防活動)

第 32 条 休日・夜間における自衛消防活動は、第 3 章各節によるほか、夜勤及び当直の医師、看護師、中央監視室及び警備員等により初動体制の確立を図り入院患者の人命安全を最優先に活動を行う。

第 4 章 震災対策

第 1 節 地震予防措置

(地震予防措置)

第 33 条 各点検検査実施者等及び火気取締責任者は、地震時の災害を予防するため、第 2 章各節に基づく各施設、設備及び器具の点検検査に合わせて、次の事項の予防措置を実施する。

- (1) 建物等に付随する施設物（看板、窓枠、外壁タイル等）及び病院内に陳列・設置する物件の倒壊、落下の防止措置
- (2) 危険物施設における危険物品（医薬用危険物を含む）等の転倒、落下、漏油による発火防止及び送油管等の緩衝装置の点検・検査
- (3) ロッカーなどの備品、薬品、ボンベ類及び車付き医療器材類（点滴、輸血台等）の転倒落下防止

(備蓄品)

第 34 条 地震に備えて、次の品目を備蓄する。

備 蓄 品 目	備 蓄 場 所	備 考
非常用食糧	栄養課/北見赤十字病院 9 階	
飲料水容器	栄養課/北見赤十字病院 9 階	
医薬品	薬剤部	
懐中電灯	各病棟・ボイラー室 医師当直室・警備員室 事務室	

(地震時の活動)

第 35 条 地震時の活動は、第 3 章各節によるほか、次の事項について行う。

- (1) 出火防止措置
 - ア 各階の防火担当責任者及び火気取締責任者は、担当区域内の火気使用設備器具の使用の停止、電源の遮断等を行う。
 - イ 危険物設備（ボイラー等）及び燃料の停止の確認を行う。
- (2) 消火活動
 - ア 院内に火災が発生した場合は、全力を挙げて消火にあたる。
 - イ 院内に火災が発生せず、その他の被害も少ない場合で周辺に火災が発生した場合は隊長の命により消火に協力する。
- (3) 情報収集活動
 - ア 院内電話等通信機器の点検を行う。
 - イ テレビ、ラジオ、関係防災機関（消防署、振興局、市役所）からの情報を積極的に収集し関係者に連絡する。
 - ウ 屋上に警戒員を配置し、周辺火災の発生状況を把握し、風速・風向により当院への延焼危険の有無について、状況の伝達を行う。
 - エ 院内の被害状況を収集するとともに、安全確認のための必要事項の指示を行う。

(4) 避難誘導活動

- ア 各階の防火担当責任者及び職員は、入院患者等の混乱防止に全力を挙げる。
 - イ 避難の開始は、院内に火災が発生した場合は直ちに活動を開始する。担当区域内に火災の発生がなく他区域の状況が確認されない場合は、隊長の指示を待って活動を開始する。
 - ウ 職員は、避難通路、階段等に置かれている避難上支障となる物品（ストレッチャー、ワゴン等）の除去及び非常口の開錠を行う。
- 2 各点検検査員は、地震後の二次災害防止措置として建物、火気使用設備・器具等の点検検査を行い応急措置を行うとともに防火管理者に連絡し、全施設器具について安全を確認した後でなければ供給、使用しない。

(避難)

第 36 条 地震時の避難は次による。

- (1) 避難場所 北海道立北見病院南西（ピロティ）側駐車場及び北見市広域避難所（中央小学校（中央町 3-51））
- (2) 避難方法
 - ア 避難は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により避難を開始する。
 - イ 避難は、全員隊列を組み先頭と最後尾に誘導員及び情報員を配置する。
 - ウ 避難は、担送、護送患者を除く全員の徒歩により、車両は使用しない。

第 5 章 防災教育及び訓練

第 1 節 防災教育

(防災教育の実施)

第 37 条 防災教育は、次の区分により実施する。

区 分	実施時期	実 施 要 領
防火管理者 防火担当責任者 火気取締責任者	年 1 回	講演会又は研修会
自衛消防隊	年 2 回の訓練時	実技及び講習
一般職員	年 2 回の訓練時	実技及び講習
新規採用職員	年 1 回	採用時研修

(防災教育の内容)

第 38 条 防災教育の内容は次に掲げる事項のほか、防火管理者が必要と認める事項とする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項
- (3) 入院患者の避難誘導、救出救護要領等の人命安全に関する基本的事項
- (4) 防災施設、消防用設備等の取扱要領
- (5) 地震対策に関する事項
- (6) その他必要事項

第2節 訓練

(訓練の実施)

第39条 防火管理者は、次により各種訓練を企画実施する。

訓練種別	訓練内容	実施時期等
総合訓練	全職員、入院患者等が参加し、通報連絡・消火・避難誘導等を連携して実施する。但し屋内消火栓を使用した消火訓練は年1回放水訓練を実施する。	年2回 (6月・10月)
部分訓練 (通報・連絡)	夜間の火災発生を想定し、夜勤者・当直者警備員による消防等への通報及び夜間連絡網による連絡訓練を実施する。	年2回 (6月・10月)
基礎訓練	屋内消火栓等消防用設備の操作方法・取扱等の訓練を実施する。	随時
図上訓練	火災を想定した、自衛消防隊による図面を活用した訓練を実施する。	随時
地震訓練	地震を想定した市町村等の実施する訓練に参加する。	

(訓練の通知)

第40条 防火管理者は、前条の訓練を実施する場合は、「消防訓練実施計画書」により北見地区消防組合消防本部消防長あて通知する。

附 則

この消防計画は、平成10年11月 4日から施行する。
この消防計画は、平成19年10月15日から施行する。
この消防計画は、平成20年 4月 1日から施行する。
この消防計画は、平成23年 8月19日から施行する。
この消防計画は、平成29年 5月17日から施行する。
この消防計画は、平成30年 4月 1日から施行する。
この消防計画は、令和 元年 6月 1日から施行する。
この消防計画は、令和 2年 4月 1日から施行する。
この消防計画は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この消防計画は、令和 6年 1月 1日から施行する。

別記様式 1

防 火 管 理 業 務 の 委 託 状 況

令和 6 年 1 月 1 日現在

防火対象物	名称		北海道立北見病院		
	所在地		北見市北 7 条東 2 丁目 2 番 1		
	管理権限者氏名		院長 井 上 聡 巳	防火管理者氏名	総務課長 遠藤 福之
受託者	名称		太平ビルサービス株式会社	教育担当者氏名	安田 健人
	所在地		北見市高栄東町 1-11-43		
者	担 当 事務所	名 称	太平ビルサービス株式会社	責任者氏名	星野 栄三
		所在地	釧路市幸町 6-1-6		
受託者の行う防火管理業務の範囲		火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。			
受託者の行う防火管理業務の方法	区 分	平 日		土日・祝日 年 末 年 始	摘 要
		時 間 内	時 間 外		
	常 駐 場 所	警 備 員 室	警 備 員 室	警 備 員 室	
	常 駐 人 員	1 名	1 名	1 名	
	委 託 区 域	病 院 敷 地 内	病 院 敷 地 内	病 院 敷 地 内	
	委 託 時 間 帯	17:00~17:30	17:30~9:00	9:00~9:00	

別表1

道立北見病院防火管理委員会

	職名	備考
委員長	院長	自衛消防隊長
副委員長	事務長	自衛消防本部隊長
委員	総看護師長	3階 防火担当責任者
	総務課長	自衛消防副隊長（防火管理者）
	総看護師長補佐	2階 防火担当責任者
	3階病棟師長 2階病棟師長 外来師長 手術室師長 透析室師長	
	医事係長	1階 防火担当責任者
	(委託)	(株)シミズ・ビルライフケア
(委託)	太平ビルサービス(株)	
事務局	総務係長 総務主事	

別表2

火災予防のための組織編成表

防火管理者	防火担当責任者		火気取締責任者	
	担当区域	職名	担当区域	職名
総務課長	1階	医事係長	医事事務室・カルテ庫・休憩室等	主事（医事）
			リネン室・洗濯室・警備員室・売店等	総務課主事
			臨床検査科各室	臨床検査課長
			放射線科各室	放射線課長
			外来診察室	外来看護師長
			ボイラー室・受水槽室	中央監視室（委）
	2階	総看護師長補佐	2階病棟各室	2階病棟看護師長
			栄養指導科各室	栄養課長
			薬局	薬剤副部長
			事務室、院長室、医局等	総務課主事
			看護管理室、研修室	総看護師長補佐
			透析室	透析室看護師長
	3階	総看護師長	3階病棟各室、家族待機室	3階病棟看護師長
			手術室・中材	手術室看護師長
			ME室	臨床工学課長

別表 3

自主点検・検査実施組織編成

施設・設備区分	点検・検査実施者等
スプリンクラー設備 屋内消火栓設備 消火器 自動火災報知設備 非常用放送設備 避難設備・器具 誘導灯 自家発電設備 建築物・附属設備 火気設備器具・危険物設備 医薬用危険物 劇毒試薬品 防火設備 放射性物質取扱設備 電気設備・自家発電設備	各火気取締責任者

別表 4

道立北見病院自衛消防隊編成表

隊長	副隊長	隊名	部名 (担当職名)	隊員名	任 務
自 衛 消 防 隊 長	自 衛 消 防 隊 副 隊長 長 病 院 総 務 課 長	自衛消防 本部隊長 (事務長)	指揮部長 (総務係長)	主事(総務)	1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防隊の設置 3 各部隊への命令の伝達及び情報の収集 4 消防隊への情報の提供及び災害発生現場への誘導 5 その他災害時の指揮統制上必要な事項
			通報連絡部長 (理学療法係長 (心大))	主事(総務) 電話交換手	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 院内への非常放送 3 関係者に対する連絡(別表5連絡網による)
			消火部長 (連携室看護師)	中央監視室(類) 放射線課職員 (1) 臨床検査課職員 (1)	1 出火階に直行し、屋内消火栓・消火器による消火作業 2 各部隊の消火作業の指揮・指導 3 消防隊との連携及び補佐
		自衛消防 各階部隊	避難誘導部長 (臨床検査課長)	臨床検査課職員 (1) 管理栄養士 清掃職員(委託) リネン職員(類)	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示・命令の伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難設備器具の設定 4 逃げ遅れ者の確認 5 避難障害物の排除
			1階部隊長 (医事係長)	放射線課職員 (1) 臨床検査課職員 (1) 臨床工学課長 臨床工学課職員	1 火災発生地区へ直行し、避難完了部分の防火戸の防火シャッター等の閉鎖 2 燃料等の供給停止及び確認 3 エレベーターの運転停止
		2階部隊長 (総看護師長補佐)	救護部長 (外来看護師長)	医師 外来看護職員	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 負傷者、入院患者のうち緊急を要する者の収容先への指定及び搬送 4 消防救急隊との連携及び協力
			搬出部長 (薬剤副部長)	薬剤師 主事(医事) 主事(企画)	1 非常持出物品の搬出及び管理 (現金、診療報酬請求書類、カルテ、麻薬等)
		2F病棟看護師長)	指揮部長 (2F病棟看護師長)	2階病棟 看護職員	1 通報・連絡 (1) 火災等を発見した場合の消防機関及び事務

3階部隊長 (総看護師長)	指揮部長 (3F病棟看護師長)	3階病棟 看護職員	室（警備員）への通報 (2) 担当区域内の状況を把握（入院患者数、火災等の状況、人命安全及び火災の拡大防止に関する事項等）し本部隊との連絡・伝達 (3) 区域内職員、入院患者等への通報、 情報伝達 2 消火作業 (1) 屋内消火栓・消火器による消火作業に従事 (2) 担当区域以外の火災の場合は、部隊長の指示により消火作業に従事 3 避難誘導 (1) 入院患者等の避難誘導 (2) 避難口の開錠 (3) 避難設備器具の設定 (4) 火災の状況による避難方向、避難経路の決定・指示 (5) 避難障害物の排除 (6) 逃げ遅れ者及び避難状況の本部隊への報告
	指揮部長 (中材・手術室 看護師長)	中材・手術室 看護職員	
	指揮部長 (透析室看護師長)	透析室看護職員	
	夜間・休日勤務者 ├── 警備員 ├── 電話交換手 ├── 中央監視室 ├── 当直医 └── 準・深夜勤務看護職員		

別表第6-1 (第10条関係)
 北海道立北見病院 消防用設備等自主点検チェック表 (令和 年 月分)

		場所	1、2、3階	六戸事務職員	山本主事	浦原主事	山内主事	佐野係長	総務係長	総務課長	事務長
実施設備	確認箇所	点検結果	不備事項等 改修措置の内容等								
消火器	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、劣化等がなく、内部に詰まりがないか。										
屋内火栓設備	(1) 使用上の警告となる物品はないか。 (2) 消火栓は確実に閉閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。										
消火用放水栓 (移動式)	(1) 散水の警告はないか。スプリンクラーより45cm以上離れているか。(リネン皿、物品庫など) (2) 閉仕切り、梱等の新設による未警報部分はないか。 (3) 送水口の変形及び動作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに網れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。										
自動火災報知設備	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、閉仕切り変更による未警報部分がないか。 (4) 感知部の破損、変形、脱落はないか。										
誘導灯	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、閉仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。										
避難施設	<避難通路> ① 避難通路の幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる物品等を置いていないか。 <階段> 階段室に物品が置かれていないか。 <避難階の避難口 (出入口) > ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難階段等に通じる出入口の扉は適切か。 ③ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。										
備考											
				防火管理者確認							
				検査実施者氏名							
						(備考) 不備、欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。 (凡例) ○…良 X…不備・欠陥 X…即時改修					

別表第6-2 (第10条関係) 北海道立北見病院 自主検査チェック表 (月分)

場所	各階	S-BLC	主任	主査(医事)	主査(会計)	主査(調整)	総務係長	主任	総務係長	事務長
不備事項等										
改修措置の内容等										

検査種別	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
火気使用設備	年 月 日	電気設備	年 月 日	危険物施設	年 月 日	
	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
その他	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日		年 月 日	

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は×を付する。

なお、不備、欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとする。

(1) 柱・はり・壁・床
コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。

(2) 天井
仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたみ・ひび割れ等がないか。

(3) 窓枠・サッシ・ガラス
窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。

(4) 外壁・ひさし・パラペット
貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。

ボイラー設備
① 可燃物品からの保有距離は適正か。
② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。
③ 計測装置は適正に作動・指示するか。
④ 本体の変形・亀裂・損傷及びゆるみ等はないか。

内燃機設備
① 可燃物からの保有距離は適正か。
② 異常時に緊急停止装置は適正に機能するか。
③ 計測装置は適正に作動・指示するか。
④ 本体の変形・亀裂・損傷及びゆるみ等はないか。

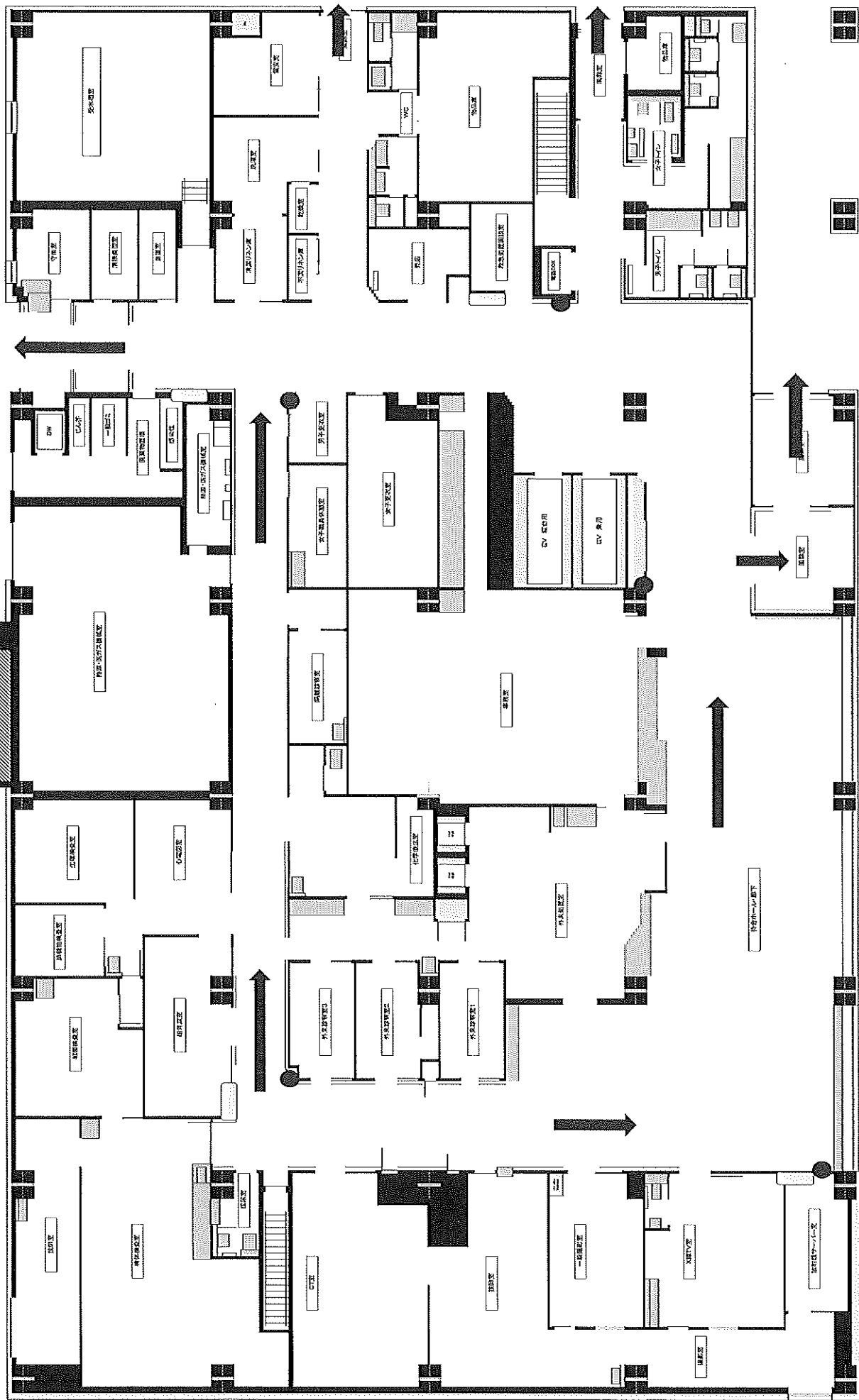
変圧・発電設備
① 外線の異変・振動及び過熱・損傷はないか。
② 保護装置は適正か。
③ 送電圧は適正か。

負荷設備
① 電気器具の亀裂、老化、損傷はないか。
② 絶縁抵抗値及び接地電流は適正か。
③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。

貯蔵所
① 外観の変形・損傷及び漏洩はないか。
② 通気設備・注入設備の機能は適正か。
③ 計測装置は適正に作動・指示するか。

取扱所
① 危険物の漏洩・飛散はないか。
② 貯蔵設備・消費設備の異常はないか。
③ 整理清掃状況は適正か。

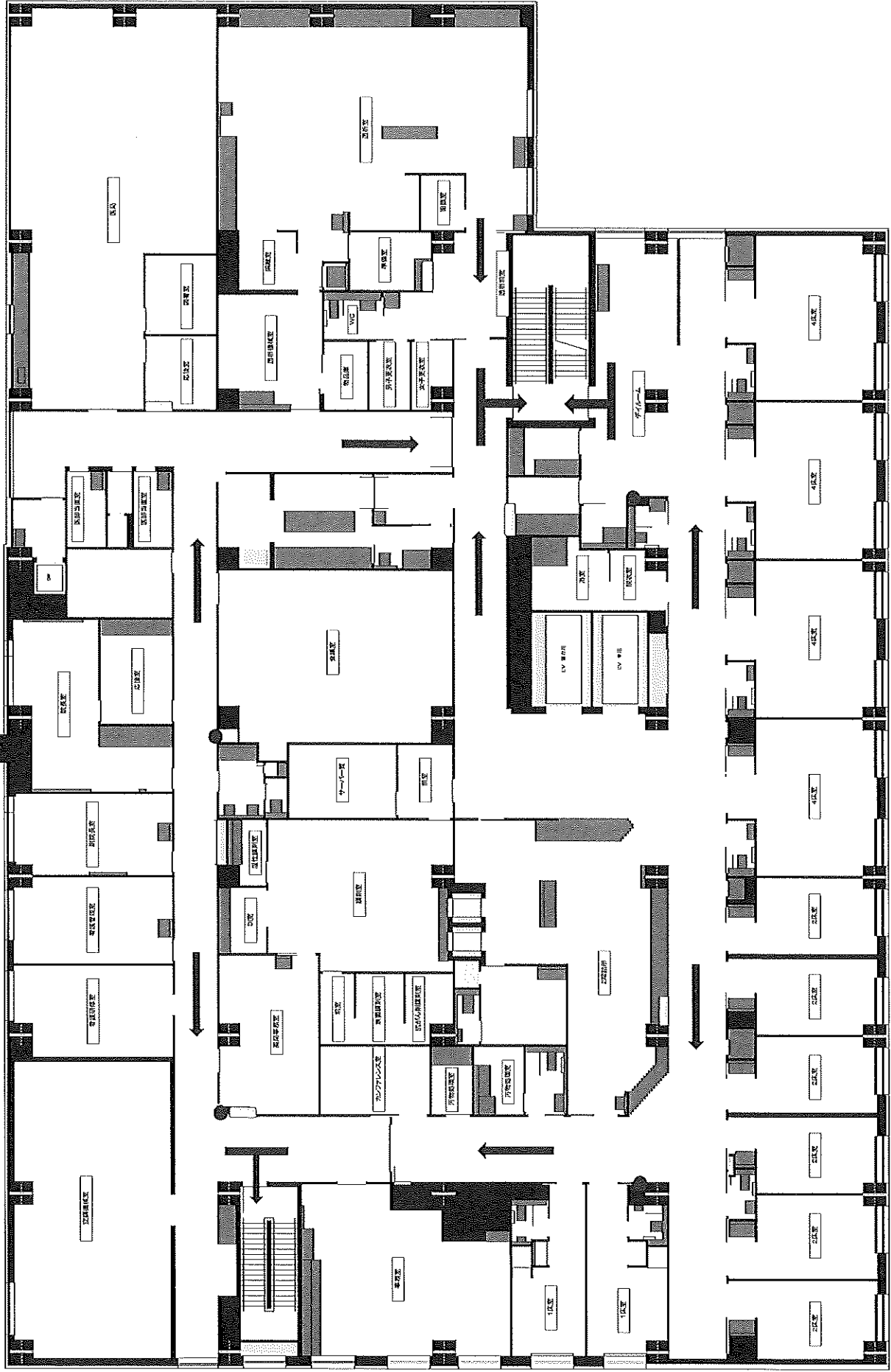
○北海道立北見病院 1階 避難経路図、屋内消火栓・消火器配置図



● : 消火器

□ : 屋内消火栓

○北海道立北見病院 2階 避難経路図、屋内消火栓・消火器配置図



○北海道立北見病院 3階 避難経路図、屋内消火栓・消火器配置図

